

議案第7号

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(参考)

匠瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第1条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条～第3条 略 (期末手当) 第4条 略	第1条～第3条 略 (期末手当) 第4条 略	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の1.5を乗じて得た額を加算した額に10分の2.27.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匠瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匠瑳市条例第45号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。 (1)～(4) 略 以下 略	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の1.5を乗じて得た額を加算した額に10分の2.17.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匠瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匠瑳市条例第45号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。 (1)～(4) 略 以下 略		

(参考)

匠瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第2条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条～第3条 略 (期末手当) 第4条 略	第1条～第3条 略 (期末手当) 第4条 略	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に10分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匠瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匠瑳市条例第45号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。 (1)～(4) 略 以下 略	第1条～第3条 略 (期末手当) 第4条 略	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に10分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その支給方法については、匠瑳市職員の給与に関する条例(平成18年匠瑳市条例第45号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。 (1)～(4) 略 以下 略	第1条～第3条 略 (期末手当) 第4条 略